

2024年8月
ソフトバンク株式会社

モバイル端末レンタルサービス条項改定のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、近年の端末価格が高騰している背景を踏まえ、弊社が定めるモバイル端末レンタルサービス条項の一部を2024年9月1日に改定し、同日付けで実施いたします。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

改定される条文については、以下をご覧ください。

- ・ 改定日:2024年9月1日
- ・ 改定内容:2024年9月以降にレンタル取扱いを開始した iPhone/iPad(一部機種は除く)の紛失、毀損、未返却の場合の損害金の新設
- ・ 改定される条文:
別表4 紛失等、毀損の損害金に(3)を追加
※詳細は別紙をご確認下さい。

<お問合せ先>

本件に関するお問い合わせにつきましては、弊社営業担当までお願い致します。

別紙

(3) iPad・iPhone(2024年9月以降にレンタル取扱いを開始したiPhone、iPhone Pro、iPhone ProMax、iPhone Plus、iPad、iPad Pro、iPad Air)について

項目	金額(本件モバイル端末または付属端末1台あたり)						
紛失時損害金	<p>1. 紛失時損害金の額は、紛失等をした本件モバイル端末または付属端末自体の利用期間に応じ下表を適用します。 ※契約期間ではありません。</p> <table border="1"><thead><tr><th>利用期間</th><th>金額(不課税)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2年未満</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>2年以上</td><td>7,000円</td></tr></tbody></table> <p>2. 当該利用期間の起算日は、以下の通りです。 (1) レンタルサービス開始 (2) 時における本件モバイル端末または付属端末の引渡日の翌月1日 (3) 本件モバイル端末または付属端末の紛失等が発生し、項番13(2)により代替機の貸与を受けた場合には、当該代替機を当社が発送した日(複数回紛失などした場合には、直近の紛失等に基づく代替機の発送日)の翌月1日</p>	利用期間	金額(不課税)	2年未満	100,000円	2年以上	7,000円
利用期間	金額(不課税)						
2年未満	100,000円						
2年以上	7,000円						
毀損の場合における損害金(上限額)	47,619円(税抜)						
未返却の場合における損害金	100,000円(不課税)						

以上